

岐阜市スマートインターチェンジ地区協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、「岐阜市スマートインターチェンジ地区協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、岐阜市三輪地域において、一般国道475号(東海環状自動車道)へのスマートインターチェンジ設置を行うため、必要となる事項について検討・調整し、当該インターチェンジの供用後も継続して安全性、採算性、管理・運営方法等について定期的にフォローアップすることを目的とする。

(事業内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業内容について協議する。

- (1) 当該スマートICの社会便益
- (2) 当該スマートIC及び周辺道路の安全性
- (3) 当該スマートICの採算性
- (4) 当該スマートICの構造及び整備方法
- (5) 当該スマートICの管理・運営方法
- (6) 当該スマートICの名称案
- (7) 当該スマートICの利用促進方策
- (8) 当該スマートICの設置・管理・運営を行う上で必要な事項

(組 織)

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

(会 長)

第5条 協議会に会長を置き、岐阜市長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を統括する。
- 3 会長に事故があるときは、基盤整備部長が職務を代理する。

(会 議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長を務める。

- 2 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
- 3 会長が必要と認める場合は、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第7条 第3条各号に掲げる事項の検討・調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、岐阜市基盤整備部道路建設課長をもって充てる。
- 4 幹事長が必要と認める場合は、幹事会に幹事以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 5 幹事長に事故があるときは、幹事長が指名した者がその職務を代理する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、岐阜市基盤整備部道路建設課に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成25年3月21日から施行する。

平成30年3月16日一部改正 同日から適用する。

令和元年11月11日一部改正 同日から適用する。

令和4年 2月25日一部改正 同日から適用する。

岐阜市スマートインターチェンジ地区協議会

委 員 名 簿

所 属 名	役 職 名	備 考
国土交通省 中部地方整備局	道路部 地域道路課長	
	岐阜国道事務所長	
岐阜県	県土整備部 道路建設課長	
	岐阜土木事務所長	
岐阜県警察	交通部 高速道路交通警察隊長	
	岐阜北警察署長	
中日本高速道路(株)名古屋支社	総務企画部 企画調整課長	
	建設事業部 企画統括課長	
	岐阜工事事務所長	
岐阜商工会議所	会 頭	
(公財)岐阜観光コンベンション協会	理事長	
三輪北自治会連合会	会 長	
岐 阜 市	岐阜市長	会 長
	ぎふ魅力づくり推進部長	
	経済部長	
	都市建設部長	
	基盤整備部長	

【事務局】

岐 阜 市	基盤整備部 道路建設課
-------	-------------

岐阜市スマートインターチェンジ地区協議会

幹事会 幹事名簿

所 属 名	役 職 名	備 考
国土交通省 中部地方整備局	道路部 地域道路課 課長補佐	
	岐阜国道事務所 計画課長	
	岐阜国道事務所 事業対策官	
岐阜県	県土整備部 道路建設課 幹線道路企画監	
	岐阜土木事務所 副所長	
岐阜県警察	交通部 高速道路交通警察隊 副隊長	
	岐阜北警察署 交通課長	
中日本高速道路(株) 名古屋支社	総務企画部 企画調整課 課長代理	
	建設事業部 企画統括課 課長代理	
	岐阜工事事務所 工務課長	
岐 阜 市	ぎふ魅力づくり推進部 観光コンベンション課長	
	経済部 企業立地推進課長	
	都市建設部 公園整備課長	
	都市建設部 歴史まちづくり課長	
	基盤整備部 広域事業推進課長	
	基盤整備部 道路建設課長	幹事長